

知事等の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第40号

知事等の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与等の特例に関する条例(平成23年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 知事 <u>100分の30</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の20</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の15</u></p> <p>2 教育長の受ける給料月額は、平成23年度等においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例(昭和40年香川県条例第1号。以下「教育長給与条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「特別調整額等受給職員」という。)の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職</p> | <p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)の受ける給料月額は、平成23年度から平成25年度までの各年度(以下「平成23年度等」という。)においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和36年香川県条例第4号)第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の13</u></p> <p>2 教育長の受ける給料月額は、平成23年度等においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例(昭和40年香川県条例第1号。以下「教育長給与条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に<u>100分の13</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「特別調整額等受給職員」という。)の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職</p> |

の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例附則第5項又は学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減額されて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。）にあっては、当該合計額から職員給与条例附則第5項第1号又は学校職員給与条例附則第6項第1号に定める額を減じて得た額）から当該合計額に100分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額（減額対象特定職員にあっては、当該合計額から職員給与条例附則第5項第1号又は学校職員給与条例附則第6項第1号に定める額を減じて得た額）から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で

の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例附則第5項又は学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減額されて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。）にあっては、当該合計額から職員給与条例附則第5項第1号又は学校職員給与条例附則第6項第1号に定める額を減じて得た額）から当該合計額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員（特別調整額等受給職員及び特別調整額等受給職員以外の減額対象特定職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の0.6を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（そ

定める職員にあっては、100分の7を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1) 行政職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の7

(2) 行政職給料表の職務の級3級の職員 100分の6

(3) 行政職給料表の職務の級1級又は2級の職員 100分の3

(4) 公安職給料表の職務の級4級の職員(70号給以下の職員を除く。)又は5級以上9級以下の職員 100分の7

(5) 公安職給料表の職務の級3級の職員(40号給以下の職員を除く。)又は4級の70号給以下の職員 100分の6

(6) 公安職給料表の職務の級1級若しくは2級の職員又は3級の40号給以下の職員 100分の3

(7) 研究職給料表の職務の級3級以上5級以下の職員 100分の7

(8) 研究職給料表の職務の級2級の職員(45号給以下の職員を除く。) 100分の6

(9) 研究職給料表の職務の級1級の職員又は2級の45号給以下の職員 100分の3

(10) 医療職給料表(一)の職務の級2級以上4級以下の職員 100分の7

(11) 医療職給料表(一)の職務の級1級の職員 100分の3

(12) 医療職給料表(二)の職務の級5級又は6級の職員 100分の7

(13) 医療職給料表(二)の職務の級3級の職員(28号給以下の職員を除く。)又は4級の職員 100分の6

(14) 医療職給料表(二)の職務の級1級若しくは2級の職員又は3級の28号給以下の職員 100分の3

(15) 医療職給料表(三)の職務の級5級の職員 100分の7

の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1) 行政職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の0.2(平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日(以下「切替日」という。)の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の0.6)

(2) 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員 100分の0.6

(3) 公安職給料表の職務の級4級の職員(70号給以下の職員を除く。)、5級又は6級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の0.6)

(4) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の0.6

(5) 研究職給料表の職務の級3級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員にあっては、100分の0.6)

(6) 医療職給料表(一)の職務の級3級又は4級の職員 100分の0.6

(7) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職員 100分の0.2

(8) 医療職給料表(二)の職務の級5級又は6級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の0.6)

(9) 医療職給料表(三)の職務の級5級の職員 100分の0.2(切替日の

- (16) 医療職給料表(三)の職務の級4級の職員 100分の6
- (17) 医療職給料表(三)の職務の級1級以上3級以下の職員 100分の3
- (18) 大学教育職給料表の職務の級1級の職員(80号給以下の職員を除く。)
又は2級以上4級以下の職員 100分の7
- (19) 大学教育職給料表の職務の級1級の41号給以上80号給以下の職員
100分の6
- (20) 大学教育職給料表の職務の級1級の40号給以下の職員 100分の3
- (21) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員(90号給以下の職員
を除く。)又は特2級若しくは3級の職員 100分の7
- (22) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の45号給以上90号給以下の
職員 100分の6
- (23) 高等学校等教育職給料表の職務の級1級の職員又は2級の44号給以
下の職員 100分の3
- (24) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の職員(102号給以
下の職員を除く。)又は特2級以上4級以下の職員 100分の7
- (25) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の57号給以上102号
給以下の職員 100分の6
- (26) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級1級の職員又は2級の56
号給以下の職員 100分の3

5 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、同条、前項第18号及び平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

2 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成

前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の0.6)

- (10) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の0.6
- (11) 大学教育職給料表の職務の級1級の職員(80号給以下の職員を除く。)
又は2級の職員 100分の0.2
- (12) 高等学校等教育職給料表の職務の級3級の職員 100分の0.6
- (13) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員(90号給以下の職員
を除く。)又は特2級の職員 100分の0.2
- (14) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員
100分の0.6
- (15) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の職員(102号給以
下の職員を除く。)又は特2級の職員 100分の0.2

5 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、同条、前項第10号及び平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

2 職員(特別調整額等受給職員及び特別調整額等受給職員以外の減額対象

23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額の前条第4項第21号から第26号までに掲げる職員の区分に応じて同項第21号から第26号までに定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の7を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（期末手当の特例）

第5条 知事等の受ける期末手当の額は、平成23年度等においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の20
- (2) 副知事 100分の15
- (3) 病院事業の管理者及び常勤の監査委員 100分の13

2・3 略

特定職員を除く。）の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額の前条第4項第12号から第15号までに掲げる職員の区分に応じて同項第12号から第15号までに定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の0.6を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（期末手当の特例）

第5条 知事等の受ける期末手当の額は、平成23年度等においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に第1条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

2・3 略

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（地域手当）</p> <p>第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>県内の地域及び人事委員会規則で定める</u>県外の地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 <u>県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額</u>は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> | <p>（地域手当）</p> <p>第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して香川県高松市の地域（平成18年4月1日においてこの名称により示された地域に限る。次項において同じ。）及び人事委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 <u>香川県高松市の地域に在勤する職員の地域手当の月額</u>は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> |

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>県内</u>に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> | <p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して香川県高松市(平成18年4月1日においてこの名称により示された地域に限る。)に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成26年4月1日から施行する。